

## 福島県防災会議（書面開催）結果

No	委員名	意見	事務局対応
1	公益財団法人原子力安全 研究協会 研究参与 片桐 裕実	<p>1. P15～P16にかけての表2について EALを定めるとして事態毎に事象を表に示されていますが、各事態に応じたEAL対象項目は多々あり、原子力規制委員会の示すEALの枠組みに基づいて事業者が設定し事業者防災業務計画の中で定めています。気になります点は、表2に示された事象はあくまで一例であって、当該事象だけがそれぞれの事態の対象であるかのような誤解を生むのでは無いかという点です。</p>	<p>P15、16にかけての表2については、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所における原子力災害対策指針上に記載されているEALとして、P166～168の内容をまとめて記載いたしました。</p> <p>御指摘のとおり事業者が設定し事業者防災業務計画の中で定めたEALは他にもございます。</p> <p>今回表2を作成した趣旨としては、P78、79で配備基準を作成した際に県庁内部において、各警戒事象の条件が分からないという指摘を受けたため、原子力防災を余り知らない人でも分かるようにとしたものです。</p> <p>つきましては、15Pの表2の名称を「原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する主な基準」と修正することとし、また、表2の下部に「※ 原子力災害対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別のEALを設定している。」を追加いたします。</p>
2		<p>2. P19上L9（予防的の追記） 後段の表現の中で予防的防護措置と記述されていますのでそれとの整合を図るために追記されたものと思いますが、準備のことばの意味合いは対象となる事態に至った際取る活動を指す事から、予防的と追記する事によって、逆に対象となる事態での活動が予防的に実施する活動であるようにも読めてしまいます。警戒事態でPAZ圏内住民の中の要避難者に対する活動の準備は施設敷地緊急事態での防護措置である施設敷地緊急事態要避難者避難の準備であり、予防的防護措置では有りません。</p>	<p>P19の箇所での修正については、原子力災害対策指針と国の防災基本計画の修正に併せた修正となります。</p> <p>PAZとは「予防的防護措置を準備する区域」であり、放射性物質が放出する前に予防的に避難を行うものとされており。</p> <p>そのため、PAZ圏内住民を対象とした各警戒事象における活動は全て予防的防護措置と記載されており、施設敷地緊急事態におけるSE要避難者の避難に向けて、警戒事態において準備することは予防的防護措置の準備と言えるかと思われます。</p>

No	委員名	意見	事務局対応
3		<p>3. P51上L5～L9（原子力災害に係る個別避難計画の策定）</p> <p>原子力災害対応として施設敷地緊急事態要避難者避難の防護措置が必要となりますが、原子力災害対応としての個別避難計画を一般災害対応とは別に策定する事を基本とするように読めます。しかし、複合災害を前提とした地域防災計画（原子力災害対応計画対策編）である事、また、放射性物質が放出される前の活動として当該防護措置である事を考えると、防災基本計画で求めている要配慮者のための個別避難計画とは別物として作成を求める事に疑問を感じますし混乱も生じるのではと思います。なお書きでその点について触れていますが、むしろ、本文の方で原子力災害対応としての個別避難計画も一般災害対応と基本的に同じとし、特別に配慮すべき事項がある場合はその旨を付記するようにはいかがでしょうか。</p>	<p>P55の個別避難計画についてですが、国からの通知文において原子力災害と原子力災害以外の災害についてそれぞれの作成が求められるとされているものです。</p> <p>これは一般災害において、同一市町村内での避難が基本となりますが、原子力災害では市町村外への広域避難が基本となる点で記載内容が異なるものであるため、それぞれの作成を基本としているものと考えられます。</p>
4	<p>国立大学法人福島大学 行政政策学類 教授 佐々木 康文</p>	<p>「関係市町村」という文言が出てくる部分について、再度チェックする必要があるのではないか。</p> <p>重点区域に入っている自治体のことを「関係市町村」と表記していると明記したことで以前より曖昧さが減少したと思う。</p> <p>しかし、地域防災計画内に出てくる「関係市町村」という文言が、全て「重点区域に入っている自治体」を表すものとなると意味合いが変わる部分があるのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、関係市町村を重点区域内市町村としたことで、以前から記載していた箇所において地域が限定されてしまう部分がありました。</p> <p>再度内容を確認し、新旧対照表における45P、73P、74P、134P～138P、140P、162P、165Pの関係市町村を市町村に変更いたします。</p>
5		<p>P45の「重点区域以外の住民に提供すべき情報についても」に関して、「住民」だけでなく「要配慮者等」も含めてはどうか。</p> <p>重点区域以外にも一時滞在者や外国人の方がいらっしゃるということと、乳幼児や妊産婦を抱える家庭は離れた場所で会っても原子力災害に関する情報を入手したいと強く考える可能性があるためです。</p>	<p>記載の「住民」だけでは居住している人だけにとられてしまう可能性があるため、前の文章中にあるとおり「住民等」に修正いたします。</p>
6	<p>株式会社社会安全研究所 代表取締役所長 首藤 由紀</p>	<p>*新旧対照表p.15～16に記載されている「（表2）原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する基準」では、いずれの発電所も（地震・津波を除いては）(1)敷地境界付近の放射線量、(2)使用済燃料プールの水位、の2項目のみが判断基準となっているようです。私も必ずしも専門的なことは詳しくないのですが、少なくとも東電HDが公表している福島第一原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を見る限り、施設敷地緊急事態に相当する10条通報の基準、全面緊急事態に相当する原子力緊急事態の基準は、この(1)(2)以外にも色々と記載されているのですが、それらは県が防護措置を実施する基準には該当しないという理解でよろしいのでしょうか？</p>	<p>NO.1と同様</p>

No	委員名	意見	事務局対応
7		*新旧対照表p.51「イ」の末尾、「...共有化することも考慮されるものとする。」とありますが、「共有化」とは、作成主体とは別の何らかの主体にもシェアするという意味になるかと存じます。この文脈では、一般災害と原子力災害の個別避難計画を一体的に作成・運用することを述べられていると思いますので、「共有化」ではなく「共通化」又は「一体化」と表現した方が適切ではないでしょうか。	No.3と同様
8		*新旧対照表p.108において、原子力現地災害対策本部の所掌事務のひとつであった「応急対策の決定に関すること」が削除されていますが、この結果として、「応急対策の決定に関すること」はどこが所掌することになったのでしょうか。検索してみた範囲では、同p.80に災害対策本部の所掌事務として「応急対策の決定」が記載されていますが、その後に記載されている各班別の所掌事務には「応急対策の決定」という文字が見当たりません。現地本部の役割見直しについては（賛成するとは言えませんが）やむを得ないとしても、その結果として、応急対策の決定をどこが担うのが曖昧になるのは如何なものかと思えます。	<p>応急対策の決定に関しては国の方針が変更となり、決定主体が国となりました。</p> <p>応急対策の決定の流れについては、国からOFC経由で自治体に防護措置を実施するための情報収集の依頼があり、自治体において収集した情報をOFC経由で国に提供し、その情報を元に国が決定する流れとなります。</p> <p>県の災害対策本部の所掌事務として「応急対策の決定」は、この国に情報提供を行う際の決定として残しております。</p>
9	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所 福島再生支援研究部 部長 中島 徹夫	今回の見直しで「保健医療調整本部」の記載が増えていますが、本組織の設置の言及が見当たりませんでした。旧計画にもある組織なので特に支障はないのかもしれませんが、県災害対策本部の設置基準のところにもないようです。他の計画などで設置規定等あればいいとは思いますが少し気になりました。	「福島県保健医療福祉調整本部設置要綱」を昨年度作成しており、その中で「県災害対策本部が設置される場合又は保健福祉部長が必要と認めるときに、県災害対策本部内に設置する」とものと規定されております。
10	双葉町 双葉町長 伊澤 史朗	・51p なお、原子力災害と～ 書き出し1文字詰める。	御意見のとおり修正いたします。
11		・84p 避難支援班 班員：災害対策課から各1名 各はカットしてよいのでは。	この各は班内の2つのユニットそれぞれに課から職員を出すとの意味であり、他部局を含めユニットリーダーを合計6名出すために記載されております。これはユニット内メンバーを3交代制した際に必ずユニットリーダーがいるように配置するためのものです。
12		・84p 情報班（ユニットリーダーの主任主査又は主査）～教育 庁から各1名となっているため、教育と庁の間を詰める。	御意見のとおり修正いたします。

No	委員名	意見	事務局対応
13		<p>・149p 原子力災害医療協力機関名修正  いわき市立医療センター → いわき市医療センターへ修正。  県立ふたば医療センター附属病院 → 福島県ふたば医療センター附属病院へ修正。</p>	御意見のとおり正式名称に修正いたします。
14	飯舘村 飯舘村長 杉岡 誠	16頁 飯舘町→飯舘村	大変申し訳ありません。 御意見のとおり修正いたします。
15	保健福祉部 部長 國分 守	先の意見照会で「意見のとおり修正する」と回答があった箇所について、修正もれとなっていたため修正願います（新旧対照表100/169「18 難病患者等の要配慮者対策に関すること。」を削除。理由：地域防災計画（一般災害対策編）に合わせる修正）	大変申し訳ありません。 御意見のとおり修正いたします。
16	災害対策課 課長 平野井 徹	P83～（表4）福島県災害対策本部事務局組織（原子力） 原子力災害については、自然災害を起因とする確率が高いと思われ、複合災害にも対応できるように組織を整備することが必須と考える。宛て職として想定する職の方と調整を行った上で、原子力災害対応の組織を早急に検討願う。	御意見として承ります。 体制については引き続き検討してまいります。
17		P109（表5）現地本部組織表 原子力災害については、自然災害を起因とする確率が高いと思われ、複合災害にも対応できるように組織を整備することが必須と考える。宛て職として想定する職の方と調整を行った上で、原子力災害対応の組織を早急に検討願う。	御意見として承ります。 体制については引き続き検討してまいります。